



平成26年度 札幌市医師会医政講演会
平成27年 3月12日

最近の医療情勢とその課題
～地域医療構想と医師会の取り組み～

札幌市医師会
政策部長 松村 茂 樹

去る平成27年3月12日(木)に札幌市医師会館において、札幌市医師会主催の医政講演会を開催いたしました。今回は「最近の医療情勢とその課題」と題して「地域医療構想と医師会の取り組み」について、日本医師会副会長の中川俊男先生をお迎えし、ご講演をいただきました。講演会は、松家治道会長のあいさつに始まり、今真人副会長に座長を務めていただきました。

講演で中川副会長は、「地域医療構想」は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量のほか、病床の機能分化および連携の推進のために必要な事項を含む将来の医療提供体制に関する構想であり、医療機関の自主的な取り組みや医療機



関相互の協議が促進され、地域医療全体を俯瞰した形で実現していき、構想は47都道府県あれば47通りあり、さらに構想区域ごとにいろいろ特色があることを話され、あくまで地域の実情を踏まえてということであることを強調されておりました。

そして、「病床機能報告制度」については、当初、厚労省は、急性期病床群を認定し登録する案を示しましたが日本医師会が反対し対案として各医療機関が、その有する病床において担っている医療機能を自主的に選択し、その医療機能について、都道府県に報告する仕組みである病床機能報告制度が創設されることになったこと、さらに病床の機能区分については、日本医師会と四病院団体協議会の合同提言により、高度急性期、急性期、回復期、慢性期という区分が厚労省に受け入れられ、亜急性期という言葉が、日本医師会の主張で排除された経緯を話されました。

次に、「地域医療構想策定ガイドライン」については、日本医師会はガイドラインはあくまで参考であること、医療機能と患者像は、自主的な取り組みにより次第次第に収れんさせていくべきものであり、中川副会長もガイドラインは、あくまでも参考だということを確認しながら議論をしてきたことを強調されておりました。構想区域の設定についてガイドラインでは、原則としては二次医療圏を構想区域と



日本医師会 中川副会長



札幌市医師会 松家会長



札幌市医師会 松村政策部長



札幌市医師会 今副会長

するということが一般的であること、また札幌圏は二次医療圏における病院病床数が、全国最多であり、病院数が240あり、病床数は4万2,000、対象人口は235万であることも話されました。

さらに地域医療構想のコンセプトについては、地域医療構想は病床削減の仕組みではなく、病床機能報告制度では、将来の病床についても報告することになっているが、都道府県知事には報告された病床の合計数と将来の必要量とを一致させる権限はなく、都道府県に病床削減などの権限はまずないと説明されておりました。地域医療構想の策定にあたって、都道府県は医療需要の病床の必要量を推計しますが、病床機能の分化・連携に向けての議論のために提示するもので、不要な病床削減の基準とするのではなく、むしろ不足している機能の病床の手当てを検討するためのものであることも話されておりました。

最後に、今後の地域医療構想調整会議の役割と進め方について、医師会をはじめ幅広い関係者の参加が望ましく、その調整会議の議長としては、医師会の代表などが想定されているので、地域の実情を踏まえた調整役を果たしていただきたいと言われました。また今後のスケジュールについて、社会保障制度改革国民会議は、次期医療計画の策定期である2018年度を待たずに速やかに策定し、直ちに実行していくことが望ましいとしましたが、ガイドラインでは、日本医師会の主張どおり、拙速に陥ることなく、じっくりと調整会議等で協議をして、地域医療構想を策定していただきたいことを話されました。今回の講演により地域医療構想についての理解が深まり、2025年に向けての医療提供体制として病院の病床を大幅に削減し、それをもって医療費を抑制することになるのではという不安が払拭され、大変有意義な医政講演会でありました。

お知らせ

— 生命保険「団体扱い」のお奨め —

◇医業経営・福利厚生部◇

会員の皆様が加入されている下記生命保険会社（8社）の保険を、当会の『団体扱い契約』にしますと保険料が割引されます。

契約者が会員本人で『個人扱い』にてご加入されているご契約がありましたら、該当の生命保険会社担当者へ『北海道医師会の団体扱い』に変更したい旨、お伝えいただき、所定の手続きをお願いいたします。

記

【団体扱い生命保険会社名】

日本生命、ジブラルタ生命(旧セゾン生命分除く)、第一生命、住友生命、明治安田生命、富国生命、朝日生命、三井生命

※実際の割引料につきましては、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

※当会を退会した場合は、会員へ確認の上、個人扱いへ変更させていただきます。

団体扱いに変更された場合の保険料の払込方法は、以下のとおりです。

開業会員⇒「国保診療報酬」から引去
勤務医会員⇒口座振替により毎月12日に
所定の口座から振替いたします。

【口座振替 取扱銀行】

北海道銀行 本店、各支店
北洋銀行 本店、各支店

2行のみ

「問い合わせ先」

○団体扱い該当の生命保険会社
または

○北海道医師会『事業第五課』(TEL011-231-1434)